

営利企業従事等制限の取扱いについて

はじめに

1 基本的な考え方

地方公務員は、全体の奉仕者として、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項により、営利企業への従事等に関して制限が設けられています。

また、奈良県広域消防組合職員の営利企業等の従事制限に関する規則（以下「規則」という。）では、許可を必要とする地位や許可基準を定めています。これらの趣旨は、大きく分けて以下の 3 点があります。

（1）公務能率の確保

職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないものであり、勤務時間及び職務中の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません。最も基本的な義務とされ、これに直接、間接に悪影響を及ぼすような行為を勤務時間の内外を問わず制限する必要があります。

職員が、営利企業等に従事するとすると、職務に対する集中力を欠くことになるので、これに類する行為を制限することで職務専念義務違反を未然に防止するものです。

（2）職務の公正の確保

職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務するものであり、特定の利益に偏ることなく、常に中立公正でなければなりません。

（3）職員の品位の維持

職員は、公務員としての品位を維持し、公私問わず住民の信頼に応えなければなりません。職員の行動が、社会通念上、公務に対する信頼の確保に悪い影響を与えないものである必要があります。そのため、職員による不相応な活動を制限するものです。

2 営利企業従事等をめぐる最近の動向

公務員の兼業については、職員による自律的なキャリア形成、自己実現のニーズの高まりや、高齢化、人口減少など社会情勢の変化を背景として、兼業を希望する職員が兼業できる環境を整備することが各地方公共団体に求められています。また、こうした環境整備は、公務を支える有為な人材に選ばれ、働き続けてもらう職場づくりに資するものであり、さらには、職員が兼業を通じて地域を知り、人と交わり、そこで得た学びを、職務遂行や行政サービスの向上に活かすことにより、地域住民の信頼を高め、効率的な公務運営の確保にもつながるものであると考えられています。

最近では、地域貢献の観点から営利企業従事等の範囲を広く認める動きもありますが、一方で消防職員のあらゆる活動は、住民からの信頼を基礎に成り立っていることから、その活動や行動に誤解や不信を招くようなことがあってはなりません。

地方公務員法 38 条第 1 項においては、職員は、任命権者の許可を受けなければ、

営利企業の役員等の地位を兼ね、もしくは自ら営利企業を営み、または報酬を得ていかなる事業もしくは事務に従事してはならないとされています。その上で、兼業許可にあたっては、上記１に示したとおり「公務能率の確保」、「職務の公正の確保」及び「職員の品位の保持」の基本的な原則を満たすことが求められています。

第１ 営利企業等への従事制限にかかる共通事項

１ 制限される行為

法第 38 条第 1 項により、営利企業への従事等制限にかかる行為は次のとおりです。

これらの行為については、規則に定める基準に従って、あらかじめ許可を受けなければ、従事等することができません。

- ア 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員などに就任すること
- イ 自ら営利企業を営む（以下、「自営」という。）こと
- ウ 報酬を得て事業または事務に従事すること

２ 許可の考え方

法第 38 条第 1 項により制限される行為に従事する場合は、規則第 3 条に反しないと認める場合に限り、許可することができます。

（１）法の精神に反しないこと

営利企業等へ従事する場合は、前提として法の精神に反しないことが必要です。

ア 違法行為でないこと

イ 公序良俗に反しないこと

（２）職務遂行に支障がないこと

職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、許可できません。

（３）特別な利害関係がないこと

当該職員の職と許可を受ける地位との間に特別な利害関係がある場合やその発生のおそれがある場合は、職務の公正を確保できないため、許可できません。

（４）身分上、ふさわしくない性質をもつ場合

公務の公正性及び信頼性の確保に支障がある場合や、その発生のおそれがある場合は許可できません。

３ 対象職員

（１）制限される職員の範囲

営利企業等への従事として制限される職員の範囲は次のとおりです。

ア 常勤の一般職員

イ 再任用職員（短時間勤務職員を含む）

ウ 任期付職員（短時間勤務職員を含む）

（２）上記職員であっても、規則第 3 条に反しないと認める場合のほか、以下のいずれ

にも該当する職員でなければ、許可することはできません。なお、次の条件については、再任用職員および任期付職員を除きます。

ア 活動開始予定日において、在職３年以上が経過していること

イ 申請時直近の人事評価の能力評価の全体評価が C 以上であること

ウ 申請時直近の継続する２回分の業績評価が C 以上であること

4 許可申請の時期及び効力

(1) 許可

営利企業等に從事しようとする場合は、７日前までに許可を受けなければなりません。許可申請に係る審査には、公務への影響、営利性の程度、利害関係の有無等を個別に審査しなければならないため、一定の期間が必要となります。このため、遅くとも１カ月前までには、必要な書類を揃えて許可申請するようにしてください。（すべての書類が揃わない場合は、担当課に相談してください。）

許可申請に対して許可が認められれば、営利企業等従事許可証が発行されます。また、許可に際し、任命権者は従事範囲や期限等に条件を付ける場合があります。その場合は、その内容によってください。

(2) 変更

許可された内容の重要な部分に変更が生じるときは、許可申請に準じ、７日前までに営利企業等従事変更許可申請書（第６号様式）を提出して許可を受けなければなりません。（上記（１）の許可申請と同様に、審査には一定の期間を要しますので、余裕をもって申請するようにしてください。）

(3) 廃止

許可された営利企業等の従事を廃止したときは、すみやかに営利企業等従事廃止届（第７号様式）を提出しなければなりません。

(4) 許可の取り消し

許可の内容と事実とに相違があるとき、または人事評価が良好でないときは、許可を取り消すことがあります。

第２ 会社等の役員などの地位に就くこと（第１ １ アに該当）

職員は、任命権者の許可を受けなければ、報酬の有無を問わず、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員のほか、顧問、評議員及びこれらに準ずる地位を兼ねることはできません。

1 考え方

(1) 「営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体」とは、商業、工業、金融業等、利益を得てこれを構成員に配分することを主目的とする企業体をいい、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の会社のほか、法律によって設立される法人等として営利活動を営むものがこれに該当します。

【含まれるものの例】

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等

【含まれないものの例】

国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、農業協同組合のほか、次のとおりです。（以下、「非営利団体」という。）

団 体	備 考
公益社団法人 公益財団法人 社会福祉法人 学校法人 医療法人 特定非営利法人 など	以下のすべてを満たすものであること。 ・団体の設立目的に沿った活動実績があること ・団体またはその役員（役員であった者を含む）が、当該団体の業務に係る刑事事件に関して起訴（無罪の判決または控訴棄却の決定が確定した場合を除く）または特定不利益処分を受けていないこと
一般社団法人 一般財団法人 など	以下のすべてを満たすものであること。 ・定款等に示す団体の目的が、公務員としての信用を傷つけまたは職全体の不名誉となるおそれがないこと ・団体の設立目的に沿った活動実績があること ・直近3年分の事業報告、活動計算書等の資料が HP 等により広く公表されていること ・団体またはその役員（役員であった者を含む）が、当該団体の業務に係る刑事事件に関して起訴（無罪の判決または控訴棄却の決定が確定した場合を除く）または特定不利益処分を受けていないこと

（２）「役員」とは、規則に定めるもののほか、取締役、執行役、会計参与、監査役などをいいます。また、これらの職に就いていなくとも、これと同視し得る支配力を有している者は、役員とみなされる場合があります。

2 名義のみの場合

営利企業の役員などの地位に就くことは、例えそれが名義のみで実態を伴わない場合であったとしても、許可が必要となります。

3 許可の要件

営利企業の役員などの地位に就くことは、その営利企業との関係性に不信や疑念を招きかねないほか、特別な利害関係が発生するおそれがあることから、その範囲は限定的に考える必要があります。

次のすべての場合に該当する場合に限り、許可することができます。

○ 職務の遂行に支障がないこと

- ✓ 営利企業等への従事による心身の著しい疲労のため、職務の能率に悪影響を与えるおそれがないこと
- ✓ 職員の健康状態、就任する事業または事務の内容や就任時間数、職における超過勤務時間を含めた勤務の状況等を考慮し、職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと
- 職員との間に利害関係がないこと
- ✓ 現在占めている職と許可に係る事業との間に特別な利害関係がなく、かつ、その発生のおそれもないこと

職員との間に利害関係がある場合やその発生のおそれがある場合は、職務の公正を確保できないため、許可することはできません。特別な利害関係については、次のとおりと考えます。

補助金の交付、免許、許認可、検査、工事の請負、物品の購入等の契約行為、不利益処分や行政指導等の対象であるものなどいい、利害が互いに影響または競合し合う場合をいいます。(以下、「特別な利害関係」について同様の意味)

- 身分上、ふさわしくない性質であること
- ✓ 公務の公正性及び信頼性の確保に支障がなく、かつ、その発生のおそれがないこと

4 許可申請手順

- (1) 会社等、営利企業の役員などの地位へ就こうとする職員は、奈良県広域消防組合職員服務規程(平成26年消防長訓令甲第5号。以下、「服務規程」という。)第48条の規定に基づき、「営利企業等への従事制限に係る許可申請書」(以下、「申請書」という。)(第1号様式)に別紙2に示す添付書類を付けて所属長経由で消防長へ提出し、許可を得なければなりません。
- (2) 所属長は、職員から申請があった場合において、許可の要件に照らし、職務遂行に与える影響等について、意見を記載してください。

第3 自営に対する制限(第1 1 イに該当)

職員は、任命権者の許可を受けなければ、自ら営利企業を営むことはできません。

1 考え方

- (1) 「自営」とは、職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいいます。ただし、名義が他人であっても職員が営利企業を営むものと客観的に判断される場合も含みます。

自営の判断は、店舗や設備、機械を有しているなど外形上、会社の体裁をとっている必要はなく、その自営の対象になるものについて、定期または継続に仕入れや生産(作成)、販売、管理等を反復継続して行っている状況等、客観的にみて当該職員が事業を行っているかどうかで判断します。

【不動産または駐車場等の賃貸】

不動産または駐車場の賃貸や太陽光電気の販売、農業等については、以下の場合に限り自営と判断されます。

- ・不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合
 - ◇独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること
 - ◇独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること
 - ◇土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること
 - ◇賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること
 - ◇賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること
- ・駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合
 - ◇建築物である駐車場または機械設備を設けた駐車場であること
 - ◇駐車台数が10台以上であること
- ・不動産または駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の予定額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の予定額の合計額）が年額1,000万円以上である場合（建物の賃貸のみを行う場合にあっては、当該建物の床面積の合計が600平方メートル未満である場合を除く）
 - ※ 貸料収入は、空室等の事情があっても、見込まれる最大の額とする。
- ・上記に掲げる不動産または駐車場の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

◎不動産等賃貸の注意点

将来の経済不安から、安定的な収入を得る目的で、不動産等をローンで購入し、賃料収入を得るいわゆる不動産投資が公務員に広く出回っています。不動産投資はリスクが多く、一步間違えると職員の身分及び生活を破綻に追い込みかねません。不動産投資を持ちかける話が巷（ちまた）であふれていますが、このような類の話に安易に乗らないようにしましょう。

また、不動産に関わらず、投資的に行う太陽光電気設備その他工作物の設置（貸倉庫等）についても、リスクを伴うことを十分に認識するようにしてください。

【太陽光電気の販売等】

- ・太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。）の販売に係る太陽光発電設備の定格出力が50キロワット以上である場合

【農業等】

- ・大規模に経営され、客観的に営利を主目的とすると判断される場合
 - ◇通常家族等が消費する範囲を逸脱し、営利を目的として反復継続して生産、搾取等された場合で、社会通念上大規模と認められる場合に自営に該当します。
 - ◇大規模の目安としては、家族等が消費する以上に生産し、または生産の過程において相当程度の設備や機械を導入するなどし、生産物を反復継続して家族等以外の他へ売り渡して利益を得ている場合などが該当します。
- ・農業等には、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏、漁業等を含みます。
- 【職員の有する知識・技能をいかした事業、社会貢献に資する事業】
- ・職員の有する知識または技能を活用した著作物の創作及び販売、物品の製造及び販売、

技芸の教授等（以下「職員の有する知識・技能をいかした事業」という。）に係る自営を行う場合、又は地域振興に係るイベントの主催、生活支援その他の公益に資する活動を伴う事業（以下「社会貢献に資する事業」という。）に係る自営を行う場合

◇職務の枠を超えて地域の活性化や課題解決に主体的に関わる活動で、具体的には、地域で取り組んでいる農産物の生産活動や集落営農組織における農地保全活動、地域の発展・活性化に寄与する活動等などが該当します。

◇職員の有する知識・技能をいかした事業に係る自営、社会貢献に資する事業に係る自営については、事業で接触する関係者の範囲や従事する時間、事業により得られる収入の見込み等が頻繁に変化する可能性があるため、2年を超えない期限を定めて許可を受ける必要があります。

【上記以外の自営】

・上記以外の自営に関しても、基本的な考え方は同様です。

2 許可の要件

自営を許可することができるのは、次のいずれにも該当する場合に限られます。

○職務の遂行に支障がないこと

✓ 営利企業等への従事による心身の著しい疲労のため、職務の能率に悪影響を与えるおそれがないこと

✓ 職員の健康状態、就任する事業または事務の内容や就任時間数、職における超過勤務時間を含めた勤務の状況等を考慮し、職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと

○職員との間に利害関係がないこと

✓ 現在占めている職と許可に係る事業との間に特別な利害関係がなく、かつ、その発生のおそれもないこと

○身分上、ふさわしくない性質がないこと

✓ 公務の公正性及び信頼性の確保に支障がなく、かつ、その発生のおそれがないこと。

さらに、従事しようとする事業の内容により、次の各事項についても許可の要件になります。

◎不動産、駐車場の賃貸、太陽光電気の販売の場合	
職務の遂行に支障がないこと	（維持）管理業務を事業者委託すること等により、職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること
◎上記以外の場合	
職務の遂行に支障がないこと	職員以外のものを事業遂行のための責任者としていること等により職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること

3 許可申請手順

- (1) 自営を行おうとする職員は、服務規程に基づき、事業の内容に応じ、所属長経由で消防長へ申請書を提出しなければなりません。その場合の様式及び添付資料は次のとおりです。

事業の内容	申請書	添付資料
不動産等の賃貸	第2号様式	ア 不動産登記簿の謄本、不動産の図面等、賃貸する不動産等の状況を明らかにする資料 イ 賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする資料 ウ 不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産または駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする資料 エ 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合がわかる資料 オ その他参考となる資料
太陽光電気の販売	第3号様式	ア 太陽光発電設備の仕様書の写し等、太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の定格出力を明らかにする資料 イ 太陽光電気の販売契約書の写し等太陽光電気の販売の内容を明らかにする資料 ウ 事業者管理業務を委託する契約書の写し等太陽光電気の販売に係る管理業務の方法を明らかにする資料 エ 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合がわかる資料 オ その他参考となる資料
農業等	第4号様式	ア 農地台帳等、規模がわかる資料 イ その他参考となる資料
職員の有する知識・技能をいかした事業 社会貢献に資する事業	第5号様式	ア 開業届（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書）の写し ※ 開業届は、事業を開始した日から1カ月以内に、納税地を管轄する税務署へ提出することとされています。当該事業への許可は、事業の開始前に得ておく必要があるため、許可の可否を申請する時点では、下書き等を基に提出するようにしてください。この場合、後日、開業届を提出していただくこととなります。

		イ 事業計画書（目的、業務内容、営業日及び営業時間、収入の予定年額等を含む事業計画書）、組織図、事業場の見取り図等、当該事業の概要を明らかにする資料 ウ 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合がわかる資料 エ その他参考となる資料
上記以外の事項	第1号様式	ア 職員が当該事業を継承したことを明らかにする資料 イ 事業報告書、組織図、事業場の見取り図等、当該事業の概要を明らかにする資料 ウ 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていることなど職務の遂行に影響がないことを明らかにする資料 エ 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合がわかる資料 オ その他参考となる資料

（２）所属長は、職員から申請があった場合において、不動産等の賃貸、太陽光電気の販売、農業等を除き、許可の要件に照らし、職務遂行に与える影響等について、意見を記載してください。

第４ 事業または事務への従事（第１ １ ウに該当）

職員は、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得ていかなる事業または事務に従事することはできません。

１ 考え方

（１）「報酬」とは、労務、仕事の完成、事務処理の対価として支払われるものであれば、名目の如何や金銭か物品に関わらず報酬に該当します。ただし、労働の対価でない旅費、宿泊料、弁当代、茶菓子料、講演料、原稿料、謝金等の実費弁償は報酬には該当しません。

（２）「事業または事務に従事する」とは、職員の職務以外の業務に定期的または継続的に従事する場合をいいます。

※ 地域におけるクラブ活動等において技術指導を行う場合や、大会運営のスタッフ等として、報酬を得て参加する場合などは、「事業または事務への従事」に該当します。ただし、「第５ 審査基準等」に記載のとおり、無償または交通費等の実費弁償

の範囲内のみの支給である場合は、許可は不要です。

(3) 職務命令で職務を遂行する場合は、実費弁償以外の報酬等を受け取ることはできません。

(4) 単発的な講演や投稿、原稿作成に対して謝礼を受け取ることについては、許可の問題となりませんが、奈良県広域消防組合職員倫理規程や服務規程第 21 条の 2（所見公表等の制限）に抵触する場合がありますので、対応が必要です。

(5) 無報酬での家業等への従事は、直接的には営利企業等従事許可の要件には該当しないものと解することもできますが、一般住民の目には「アルバイトをしているのではないか」と誤解を与えることになりかねません。許可が必要ない行為だとしても、従事しようとする業態や態様、性質等から法違反や信用失墜行為に至るケースもあります。

もちろん、家事手伝いであっても報酬を受け取っている場合は、営利企業等への従事に該当しますので、従事する場合は許可が必要です。

2 許可の要件

報酬を得て事業または事務に従事することができるのは、次のいずれにも該当する場合に限られます。

○ 職務の遂行に支障がないこと

✓ 営利企業等への従事による心身の著しい疲労のため、職務の能率に悪影響を与えるおそれがないこと

✓ 勤務時間と事業または事務に従事する時間が重複しないこと

・ 非番日は、原則として、事業または事務の従事に充てないこと

・ 年次有給休暇取得時においては、休暇の性質を損なわないようにすること

✓ 職員の健康状態、就任する事業または事務の内容や就任時間数、職における超過勤務時間を含めた勤務の状況等を考慮し、職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと

職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないことの判断として、週 8 時間以下または 1 カ月 30 時間以下、勤務時間が割り振られた日においては 1 日 3 時間以下であることを目安とします。

○ 職員との間に利害関係がないこと

✓ 現在占めている職と許可に係る事業または事務との間に特別な利害関係がなく、かつ、その発生のおそれもないこと

○ 身分上、ふさわしくない性質がないこと

✓ 公務の公正性及び信頼性の確保に支障がなく、かつ、その発生のおそれがないこと

✓ 報酬額が社会通念上相当と認められる程度を超えないこと

報酬が給付される事業または事務への従事は許可を必要としますが、その額については公務の信用の確保の観点から、社会通念上相当と認められる範囲を超えることはできません。次にその目安を示しておきます。

講演の場合は、1 講演当たり 2 万円程度、著述の場合は 400 字で 4 千円程度、その他の場合は 1 時間あたりおおむね 1,200 円程度が相当です。

3 許可申請手順

(1) 事業または事務に従事しようとする職員は、申請書（第1号様式）に以下の書類を添付して、所属長経由で消防長へ許可を申請しなければなりません。

- ・従事しようとする事業または事務の概要がわかる資料
- ・従事しようとする団体の活動実績等がわかる資料
- ・その他参考となる資料

(2) 所属長は、職員から申請があった場合において、上記の許可の要件に照らし、職務遂行に与える影響等について、意見を記載すること

第5 審査基準等

「公務能率の確保」、「職務の公正の確保」、「職員の品位の保持」の観点から、下記に許可にかかる審査基準(案件に応じた審査の考え方)及び「許可が不要と考えられる例」を示しますので参考にしてください。

1 許可に係る審査基準

審査基準	申請案件
通常審査	▶ 数値基準に適合し、客観性が高い不労型の兼業 (例) 太陽光電気販売、不動産等賃貸 ▶ 非営利団体、官公庁等における地域貢献、公益性・社会貢献型の兼業 (例) 部活動の地域移行に伴う技術指導
慎重審査	▶ 一定の公益性は認められるが、総合判断を必要とするもの 【事務事業】 (例) 地場産業事業所での兼業、管内特産物の収穫支援、各種スポーツ大会の運営スタッフ等 【自営】 (例) 農業等 地域貢献型事業（地域振興イベント主催） スポーツや芸術等の教室開催（職員の知識・技能をいかした事業） など
厳格審査	▶ 公益性が乏しく、営利性が高いもの、または住民から誤解を招くおそれがあるもの 【事務事業】 (例) 民間営利企業での事務・事業従事 【自営】 (例) 社会貢献性が乏しいもの、商業色の強いもの

2 審査の方法

許可申請に係る審査は、「1 基本的な考え方」に記載したとおり、「公務能率の確保」、「職務の公正の確保」、「職員の品位の維持」の基本原則を満たすかどうかを、提出された申請書（添付書類を含む）及び申請者への面談等を基に許可の可否が判断されます。

ただし、慎重審査、厳格審査に該当する申請については、上記に加え必要に応じて消防本部において審査会を実施するなど、より慎重に審査を実施し、最終的に任命権者が許可の可否を判断します。

3 許可が不要

以下のものについては、基本的には許可が不要と考えられます。（許可の不要を約束するものではありません）

- ・自治会や P T A の役員などで謝礼をもらった。（もらう可能性がある）
- ・地元スポーツ少年団等のコーチとして、職に影響を与えない範囲で指導にあたり、交通費や弁当代をもらった。または茶菓子や弁当などの現物支給があった。
- ・ネットオークション等を利用して、物を売買い、単発的に収入を得た。
- ・米や野菜、果物を家族で食べる分だけ小規模に栽培している。
- ・株式投資、FX等

◎営利企業への従事等の制限にかかる関係法令

地方公務員法

（営利企業への従事等の制限）

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業または金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、または報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

奈良県広域消防組合職員の営利企業等の従事制限に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条第1項の規定に基づく任命権者の許可を必要とする地位及び同条第2項の規定に基づく許可の基準を定めることを目的とする。

（許可を必要とする地位）

第2条 法第38条第1項に規定する任命権者の許可を受けなければならない地位は、同項に規定する役員のほか、顧問、評議員及びこれに準ずるものとする。

（許可の基準）

第3条 任命権者は、法第38条第1項に規定により許可の申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、かつ、法の精神に反しないと認める場合に限り許可することができる。

- （1）職務の遂行に支障のおそれのある場合
- （2）職員が占めている職と兼ねようとする地位または従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、またはその発生のおそれのある場合
- （3）職員の身分上ふさわしくない性質をもつ場合

（許可の取消し）

第4条 前条の許可をした場合において、許可の内容と事実の変更その他の事由により同条の基準に反すると認められるときは、その許可を取り消すものとする。

奈良県広域消防組合職員服務規程

（営利企業等の従事許可、廃止願）

第48条 職員は、奈良県広域消防組合職員の営利企業等の従事制限に関する規則（平

成 26 年規則第 18 号)の規定に基づき、営利企業等の従事許可を受けようとするときは、営利企業等の従事許可願を従事の 7 日前までに消防長に提出し、許可を受けなければならない。

2 許可願の内容に変更が生じた場合には、前項の規定による。

3 職員が、営利企業等の従事を廃止しようとするときは、営利企業等の従事廃止届を消防長に提出しなければならない。